

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 福島県選挙管理委員会
衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を選任した件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における諸届出を受理する場所を定めた件
- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時を定めた件
- 衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を選任した件
- 最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会長及びその職務を代理すべき者を選任した件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十一号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十九年十月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選 挙 長

選挙長の職務を代理すべき者

選挙区	住所	氏名	住所	氏名
福島県第一区	福島市渡利字番匠町二五番地の二	小川 武	福島市泉字熊野一番地の二	須藤 幹子
福島県第二区	郡山市神明町三番六号	林 昭彦	福島市南沢又字松北町三丁目七番地の三	本多 悟
福島県第三区	白河市会津町三三番地の七	野地 誠	郡山市安積町日出山字神明下三番地	橋本 武
福島県第四区	会津若松市城西町一番七六号	戸田 光昭	会津若松市城西町一番七六号	山口 浩
福島県第五区	いわき市内郷高坂町おさヶ作一七番地の二	阿部 雅人	いわき市内郷高坂町おさヶ作一七番地の二	坂井 信一

福島県選挙管理委員会告示第七十二号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長の事務を取り扱う場所及び立候補の届出を受理する場所を次のとおり定めた。

平成二十九年十月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙長の事務を取り扱う場所

選挙区	選挙長の事務を取り扱う場所
福島県第一区	福島市杉妻町二番一六号
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号
福島県第五区	福島県会津地方振興局

立候補の届出を受理する場所

福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき地方振興局
選挙区	立候補の届出を受理する場所	
福島県第一区	福島市杉妻町二番一六号	福島県庁北庁舎四階災害対策県北地方本部室
福島県第二区	郡山市麓山二丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地	福島県白河合同庁舎三階三〇三会議室
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき合同庁舎本庁舎四階大会議室

福島県選挙管理委員会告示第七十三号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における次の一に掲げる諸届出を受理する場所を次の二のとおり定めた。
平成二十九年十月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 届出の種類
 - 1 選挙事務所の設置及び異動の届出
 - 2 出納責任者の選任及び異動の届出
 - 3 報酬の支給を受けることができる者の届出
- 二 届出を受理する場所

選挙区	届出を受理する場所
福島県第一区	福島市杉妻町二番一六号 福島県県北地方振興局
福島県第二区	郡山市麓山二丁目一番一号 福島県県中地方振興局

福島県第三区	白河市昭和町二六九番地	福島県県南地方振興局
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号	福島県会津地方振興局
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき地方振興局

福島県選挙管理委員会告示第七十四号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙につき、各選挙区における選挙会の場所を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十七条第一項の規定により次のとおり指定し、当該選挙会の日時を次のとおり定めた。
平成二十九年十月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙区	選挙会	場所	選挙会の日時
福島県第一区	福島市杉妻町二番一六号	福島県庁北庁舎四階災害対策県北地方本部室	平成二十九年一〇月二五日 午前一一時
福島県第二区	郡山市麓山一丁目一番一号	福島県郡山合同庁舎本庁舎三階第一会議室	同
福島県第三区	白河市昭和町二六九番地	福島県白河合同庁舎三階三〇三会議室	同
福島県第四区	会津若松市追手町七番五号	福島県会津若松合同庁舎新館二階大会議室	同
福島県第五区	いわき市平字梅本一五番地	福島県いわき合同庁舎本庁舎四階大会議室	同

福島県選挙管理委員会告示第七十五号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における福島県選挙分会長及びその職務を代理すべき者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十九年十月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 選挙分会長
福島市渡利字平内町五十四番地の二 遠藤 俊博

二 選挙分会長の職務を代理すべき者
福島市笹谷字稲場三十三番地の一ドルフィンN二〇三 渡辺 仁

福島県選挙管理委員会告示第七十六号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における福島県審査分会
長及びその職務を代理すべき者を最高裁判所裁判官国民審査法（昭和二十二年法律第百
三十六号）第二十七条第二項及び最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政
令第百二十二号）第十五条において準用する公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八
十九号）第八十条第一項の規定により、次のとおり選任した。

平成二十九年十月十日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 審査分会長

福島市泉字三斗時六番地の二十一 岩淵 敬

二 審査分会長の職務を代理すべき者

福島市泉字道下二番地の一フォンテーヌD一〇二 岸 孝志